

要約してください。

ドキュメント 1 のソース 1 言語 Claude 3.5 Sonnet (New)

回答完了

この判決文を以下のように要約します：

事案の概要

- 原告（株式会社フライトソリューションズ）が「情報処理端末」に関する特許出願をしたところ、特許庁から拒絶査定を受けた。
- 原告は拒絶査定不服審判を請求し、同時に特許請求の範囲について補正（本件補正）を行ったが、特許庁は本件補正を却下し、審判請求は成り立たないとの審決をした。

争点

1. 本件補正の可否
2. 本願発明の進歩性
3. 手続違背の有無

裁判所の判断

1. 本件補正について
 - 本件補正は特許請求の範囲を減縮するものであり、本件補正発明は明確である。
 - したがって、本件補正を却下した審決の判断には誤りがある。
2. その他の争点
 - 本件補正を却下した判断に誤りがあるため、その他の争点（進歩性判断の誤り、手続違背）については判断を要しない。

結論

- 本件審決を取り消す。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

理由

- 本件補正は、決済以外の用途において適用可能な情報処理端末の技術的範囲を明確にするものであり、特許請求の範囲を減縮する適法な補正である。
- 本件補正発明の内容は、本願明細書の記載を参照すれば明確であり、第三者の利益を不当に害するほど不明確とはいえない。

書き直すマインドマップ Notion に保存

ソース

1

093556_hanrei.pdf

1 令和6年11月13日判決言渡 令和6年（行ケ）第10023号 審決取消請求事件 口頭弁論終結日 令和6年9月4日 判決 5 原告 株式会社フライトソリューションズ 同訴訟代理人弁護士 升村紀章 同訴訟代理人弁理士 坂本智弘 同 木田博 10 同 片山健一 同 土井伸次 被告 特許庁長官 同 指定代理人 須田勝巳 15 同 山

崎 慎 一 同 吉 田 美 彦 同 宮 下 誠 主 文 1 特許庁が不服2023-11666号事件について令和6年1月30日20にした審決を取り消す。2 訴訟費用は被告の負担とする。事 実 及 び 理 由 (注) 本判決の本文中で用いる主な略語の定義は、本文中で別に定めるほか、次のとおりである。25 本件審決：特許庁が不服2023-11666号事件について令和6年2月1月30日にした審決 本願発明：令和5年1月19日にされた手続補正(甲7)により補正された特許請求の範囲【請求項1】に記載された発明 本願明細書：本願に係る明細書及び図面(甲5) 本件補正：本願につき拒絶査定不服審判請求と同時に(令和5年7月15日)にされた手続補正(甲16) 本件補正発明：本件補正後の特許請求の範囲【請求項1】に記載された発明 本件上申書：原告が令和5年12月14日に提出した上申書(甲17) 第1請求

093556_hanrei.pdf

特許庁の判断と裁判所の判断の違いを詳しく説明してください。

ドキュメント1のソース1 言語 Claude 3.5 Sonnet (New)

回答完了

特許庁(審決)と裁判所(判決)の判断の主な違いを以下のように整理します：

本件補正の適否について

特許庁の判断

1. 補正事項4の解釈

- 「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除は、特許請求の範囲を拡大するものと判断 [1](#)
- この削除により、決済情報入力時のみ待ち受け状態となる態様が新たに含まれることになることと解釈 [1](#)

2. 明確性要件

- 「決済以外の用途において適用可能な」という文言が、専用端末を指すのか共用端末を指すのか不明確と判断 [1](#)
- 第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確であると結論 [1](#)

裁判所の判断

1. 補正事項4の解釈

- 本願発明の趣旨・目的から見て、「決済に関する情報の入力」が待ち受け状態の条件となる態様は含まれないと解釈 [1](#)
- 補正前後で技術的範囲に実質的な変更はないと判断 [1](#)

2. 明確性要件

- 本願明細書の記載を参酌すれば、非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことは明確 [1](#)
- 第三者の利益を不当に害するほど不明確とはいえないと判断 [1](#)

判断の本質的な違い

1. 発明の解釈アプローチ
 - 特許庁：文言の形式的な解釈を重視 [1](#)
 - 裁判所：発明の趣旨・目的を踏まえた実質的な解釈を採用 [1](#)
2. 明確性の判断基準
 - 特許庁：文言の多義性を重視し、厳格に判断 [1](#)
 - 裁判所：本願明細書の記載を参酌し、発明の実質的な内容から判断 [1](#)
3. 第三者の利益保護の判断
 - 特許庁：文言の多義性が第三者に不測の不利益を及ぼすと判断 [1](#)
 - 裁判所：明細書の記載から発明の範囲が明確であり、第三者の不利益とはならないと判断 [1](#)

結論

裁判所は、特許庁の形式的な判断を否定し、発明の実質的な内容に基づいて本件補正を適法と判断しました。この判断の違いは、特許発明の解釈における形式的アプローチと実質的アプローチの違いを示す典型例といえます [1](#)。

書き直すマインドマップ Notion に保存

ソース

1

093556_hanrei.pdf

1 „株式会社フライトソリューションズ,, „代人代人須勝 15、同同山、同、同吉田、同、同、同、同、主1月30日 20、にした審決を取り消す。 2 2 事実実び、理、(注)、とおりである。 25、本件審決：特許庁が不服2023-11666号事件について令和6年,, 2,, 7)、れた特許請求の範囲、【】、本願明細書、本願に係る明細書及び図面(甲5)、本件補正5、日にされた手続補正(甲16、本件補正発明、本件補正発明、本件上申書本件上申書に提出した上申書(甲17)、第1請求、

093556_hanrei.pdf

特許庁はなぜ間違った判断をしたのでしょうか？

ドキュメント1のソース1 言語 Claude 3.5 Sonnet (New)

回答完了

特許庁の判断が誤りであった主な理由は以下の3点にあります：

1. 形式的な文言解釈に偏重
 - 特許庁は「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除を、形式的に特許請求の範囲を拡大するものと解釈した [1](#)
 - しかし、発明の趣旨・目的を踏まえた実質的な解釈をすべきであった [1](#)
2. 発明の本質的な理解の欠如
 - 本願発明は、決済以外の用途(マイナンバーカード等の読取)に適用可能な端末を提供することが目的 [1](#)

- 「決済に関する情報の入力」を待ち受け状態の条件とする態様は、この目的に反するため、そもそも技術的範囲に含まれない [1](#)
 - 特許庁は、この発明の本質的な目的を十分に理解せずに判断を行った [1](#)
3. 明確性要件の判断の誤り
- 特許庁は「決済以外の用途において適用可能な」という文言が、専用端末を指すのか共用端末を指すのか不明確と判断 [1](#)
 - しかし、本願明細書の記載を参酌すれば、非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことは明確 [1](#)
 - 第三者の利益を不当に害するほど不明確とはいえない [1](#)

結論

特許庁は、発明の実質的な内容や目的を考慮せず、文言の形式的な解釈に基づいて判断を行ったため、誤った結論に至ったといえます [1](#)。裁判所は、発明の趣旨・目的を踏まえた実質的な解釈を行い、特許庁の判断を覆しました [1](#)。

書き直すマインドマップ Notion に保存

ソース

1

093556_hanrei.pdf

1 „株式会社フライトソリューションズ,, „代人代人須勝 15、同同山、同、同吉田、同、同、同、主1月30日 20、にした審決を取り消す。 2 2 事実実び、理、(注)、とおりである。 25、本件審決：特許庁が不服2023-11666号事件について令和6年 „ 2 „ 7)、れた特許請求の範囲、【】、本願明細書、本願に係る明細書及び図面(甲5)、本件補正5、日にされた手続補正(甲16、本件補正発明、本件補正発明、本件上申書本件上申書に提出した上申書(甲17)、第1請求、

093556_hanrei.pdf

一般的に裁判所の方が特許庁よりプロパテントであると言われていています。その影響はあるでしょうか？

ドキュメント1のソース1 言語 Claude 3.5 Sonnet (New)

回答完了

この事案において、特許庁と裁判所の判断の違いには、プロパテント(特許権者寄り)の傾向が以下のように表れていると考えられます：

1. 発明の解釈アプローチの違い

- 特許庁：文言を形式的・厳格に解釈し、「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除を特許請求の範囲の拡大と判断 [1](#)
- 裁判所：発明の趣旨・目的を踏まえた実質的な解釈を行い、発明の本質から見て技術的範囲に変更はないと判断 [1](#)

2. 明確性要件の判断基準

- 特許庁: 「決済以外の用途において適用可能な」という文言が専用端末か共用端末か不明確として厳格に判断 [1](#)
- 裁判所: 明細書の記載を参酌し、両方を含むことは明確であり、第三者の利益を不当に害するほど不明確ではないと柔軟に判断 [1](#)

3. 出願人の保護

- 特許庁: 形式的な文言解釈により補正を却下し、権利化を否定 [1](#)
- 裁判所: 発明の実質的な内容を重視し、出願人の意図した保護範囲を認める方向で判断 [1](#)

プロパテントの影響

1. 実質的判断の重視

- 形式的な文言解釈よりも、発明の本質や目的を重視する姿勢が見られる [1](#)

2. 柔軟な解釈

- 明確性要件などの判断において、より柔軟な解釈を採用している [1](#)

3. 権利者保護の姿勢

- 可能な限り権利化を認める方向で判断する傾向が見られる [1](#)

このように、本件では裁判所のプロパテントの傾向が、特許庁との判断の違いとして表れていると考えられます。

書き直すマインドマップ Notion に保存

Felo ドキュメント生成

1. はじめに

1.1 本件の背景

1.1.1 事案の概要

本件は、株式会社フライトソリューションズ（以下「原告」）が特許出願を行った際に、特許庁から拒絶査定を受けたことに端を発します。この特許出願は、「情報処理端末」に関するものであり、特に決済以外の用途にも適用可能な技術を対象としています[1][2]。

原告は、特許庁の拒絶査定に対して不服審判を請求しました。この際、特許請求の範囲を補正するための手続（以下「本件補正」）を実施しました。本件補正は、特許請求の範囲を減縮し、発明の技術的範囲をより明確にすることを目的として行われたものです[1][2]。

しかし、特許庁は本件補正を却下し、補正後の特許請求の範囲が特許法上の要件を満たしていないと判断しました。特許庁は、補正が特許請求の範囲を拡大するものであると解釈し、また、明確性要件を満たしていないと結論付けました。その結果、特許庁は審判請求を不成立とする審決を下しました[1][3]。

1.1.2 本件の争点

本件における主な争点は以下の3点に集約されます。

1. 本件補正の可否

特許庁は、本件補正が特許請求の範囲を拡大するものであり、特許法第17条の2第4項に違反すると判断しました。一方、原告は、本件補正は特許請求の範囲を減縮するものであり、適法であると主張しています[1][2]。

2. 本願発明の進歩性

特許庁は、本願発明が進歩性を欠くと判断しましたが、原告はこれに異議を唱えています。本願発明は、決済以外の用途にも適用可能な情報処理端末を提供するものであり、従来技術にはない新規性と進歩性を有すると主張しています[1][2]。

3. 手続違背の有無

原告は、特許庁の審決において手続的な違背があった可能性を指摘しています。特に、特許庁が本件補正の解釈において発明の趣旨や目的を十分に考慮しなかった点が問題視されています[1][3]。

1.2 本件の重要性

本件は、特許庁と裁判所の判断の違いが特許解釈のアプローチにどのような影響を与えるかを示す重要な事例です。特許庁は、文言の形式的な解釈を重視し、補正の適否や明確性要件を厳格に判断しました。一方、裁判所は、発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を採用し、特許庁の判断を覆しました[1][2][3]。

さらに、本件は、裁判所のプロパテント（特許権者寄り）の傾向が特許制度に与える影響を考察する上でも重要です。裁判所は、特許権者の意図した保護範囲を尊重し、柔軟な解釈を行うことで、特許権者の利益を保護する姿勢を示しました。このようなプロパテントの傾向は、特許制度全体におけるバランスや第三者の利益保護との関係においても議論の対象となります[1][3]。

本件を通じて、特許庁と裁判所の判断基準の違いが特許制度に与える影響を明らかにし、特許解釈における実質的なアプローチの重要性を再認識することが求められます。

2. 特許庁と裁判所の判断の比較

2.1 本件補正の適否について

2.1.1 特許庁の判断

特許庁は、本件補正における「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除について、以下のような解釈と判断を行った。

1. 「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言削除の解釈

特許庁は、この文言削除を特許請求の範囲を拡大するものと解釈した[1][2]。具体的には、削除された文言が「決済情報入力時のみ待ち受け状態となる態様」を排除する役割を果たしていたと考え、この削除により新たにその態様が技術的範囲に含まれると判断した[1]。

2. 特許請求の範囲拡大と判断

特許庁は、文言削除が特許請求の範囲を拡大するものであり、特許法第 17 条の 2 第 4 項に違反すると結論付けた[1][2]。この判断は、形式的な文言解釈に基づいており、発明の趣旨や目的を十分に考慮していない点が特徴的である[3]。

3. 明確性要件の不備と第三者への不利益の指摘

特許庁は、「決済以外の用途において適用可能な」という文言が、専用端末を指すのか共用端末を指すのか不明確であると判断した[1][2]。この不明確性が第三者に不測の不利益を及ぼす可能性があるとし、明確性要件を満たしていないと結論付けた[1]。

2.1.2 裁判所の判断

裁判所は、特許庁の判断とは異なり、本件補正について発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を行い、以下のような結論に至った。

1. 発明の趣旨・目的を踏まえた解釈

裁判所は、本願発明の趣旨が「決済以外の用途において適用可能な情報処理端末を提供すること」にあると認定した[1][2]。そのため、「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言削除は、発明の技術的範囲に実質的な変更をもたらすものではないと判断した[1]。

2. 技術的範囲に実質的な変更がないと判断

裁判所は、補正前後で技術的範囲に実質的な変更がないと結論付けた[1][2]。特許庁が指摘した「決済情報入力時のみ待ち受け状態となる態様」は、発明の趣旨に反するものであり、そもそも技術的範囲に含まれないと解釈した[1]。

3. 明細書の記載を参酌した明確性の認定

裁判所は、本願明細書の記載を参酌することで、「決済以外の用途において適用可能な」という文言が非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことが明確であると判断した[1][2]。また、この解釈に基づき、第三者の利益を不当に害するほど不明確ではないと結論付けた[1]。

2.2 判断の本質的な違い

特許庁と裁判所の判断には、発明の解釈アプローチや明確性要件の判断基準、第三者の利益保護に関する考え方において本質的な違いが見られる。

2.2.1 発明の解釈アプローチ

1. 特許庁：形式的・文言重視の解釈

特許庁は、文言の形式的な解釈を重視し、「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言削除を特許請求の範囲の拡大と判断した[1][2]。このアプローチは、文言そのものの多義性や形式的な変更に焦点を当てており、発明の趣旨や目的を十分に考慮していない[3]。

2. 裁判所：実質的・目的重視の解釈

一方で裁判所は、発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を採用した[1][2]。裁判所は、補正前後で技術的範囲に実質的な変更がないと判断し、発明の本質に基づいて解釈を行った[1]。

2.2.2 明確性要件の判断基準

1. 特許庁：文言の多義性を厳格に判断

特許庁は、「決済以外の用途において適用可能な」という文言が不明確であるとし、文言の多義性を厳格に判断した[1][2]。この結果、第三者に不測の不利益を及ぼす可能性があるとして結論付けた[1]。

2. 裁判所：明細書の記載を参酌し柔軟に判断

裁判所は、本願明細書の記載を参酌することで、文言の意味を明確にし、柔軟な判断を行った[1][2]。裁判所は、文言が非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことを明確に示していると認定した[1]。

2.2.3 第三者の利益保護

1. 特許庁：不測の不利益を重視

特許庁は、文言の不明確性が第三者に不測の不利益を及ぼす可能性があるとして判断し、明確性要件を満たしていないとして結論付けた[1][2]。

2. 裁判所：発明の範囲が明確で不利益がないと判断

裁判所は、明細書の記載を参酌することで発明の範囲が明確であると判断し、第三者の利益を不当に害するほど不明確ではないとして結論付けた[1][2]。

以上のように、特許庁と裁判所の判断には、発明の解釈アプローチや明確性要件の判断基準、第三者の利益保護に関する考え方において根本的な違いが存在する。これらの違いは、特許庁が形式的な文言解釈を重視する一方で、裁判所が発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を採用していることに起因している[1][2][3]。

3. 特許庁の判断の誤り

3.1 形式的な文言解釈への偏重

1. 文言削除を特許請求範囲の拡大と解釈

特許庁は、本件補正において「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言が削除されたことを、特許請求の範囲を拡大するものと解釈した[1][2]。この解釈は、文言の形式的な変更にも過度に依存しており、発明の実質的な内容や技術的範囲を十分に考慮していない点で問題がある。

具体的には、特許庁はこの文言削除により、従来の技術的範囲に含まれていなかった「決済情報入力時のみ待ち受け状態となる態様」が新たに含まれると判断した[1]。しかし、裁判所はこの解釈を否定し、発明の趣旨や目的を踏まえれば、補正前後で技術的範囲に実質的な変更はないと結論付けている[2]。特許庁の判断は、文言の表面的な変更に基づくものであり、発明の本質的な内容を無視しているといえる。

1. 発明の趣旨・目的を考慮しない判断

特許庁の判断は、発明の趣旨や目的を十分に考慮していない点でも問題がある。本願発明の目的は、決済以外の用途にも適用可能な情報処理端末を提供することであり、この目的に基づいて技術的範囲を解釈すべきであった[2]。しかし、特許庁は文言削除を形式的に解釈し、発明の趣旨や目的を無視した結果、誤った結論に至った。

裁判所は、発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を行い、「決済に関する情報の入力」が待ち受け状態の条件となる態様は技術的範囲に含まれないと判断している[1][2]。このように、特許庁の形式的な文言解釈は、発明の本質を見落とす結果を招いている。

3.2 発明の本質的な理解の欠如

1. 本願発明の目的（決済以外の用途への適用可能性）の見落とし

特許庁は、本願発明の目的を十分に理解していない点で誤りを犯している。本願発明は、決済以外の用途、例えばマイナンバーカードの読み取りなどにも適用可能な情報処理端末を提供することを目的としている[2]。この目的を踏まえれば、「決済に関する情報の入力」が待ち受け状態の条件となる態様は、発明の技術的範囲に含まれないことは明らかである。しかし、特許庁はこの点を見落とし、文言削除により技術的範囲が拡大すると誤解した[1]。裁判所は、本願発明の目的を正確に理解し、補正前後で技術的範囲に実質的な変更はないと判断している[2]。特許庁の判断は、発明の本質的な内容を十分に理解しないまま行われたものであり、適切ではない。

1. 技術的範囲に含まれない態様を含むと誤解

特許庁は、「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言削除により、技術的範囲に新たな態様が含まれると誤解した[1]。具体的には、決済情報入力時のみ待ち受け状態となる態様が技術的範囲に含まれると判断したが、これは本願発明の目的に反するものである[2]。

裁判所は、発明の趣旨や目的を踏まえた解釈を行い、このような態様は技術的範囲に含まれないと結論付けている[2]。特許庁の判断は、発明の本質的な内容を正確に理解していない点で誤りがあるといえる。

3.3 明確性要件の判断の誤り

1. 文言の不明確性を過大評価

特許庁は、「決済以外の用途において適用可能な」という文言が不明確であると判断した[1]。具体的には、この文言が専用端末を指すのか、共用端末を指すのかが不明確であり、第三者に不測の不利益を及ぼすと結論付けた[1]。

しかし、裁判所はこの判断を否定し、本願明細書の記載を参酌すれば、非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことは明確であると判断している[2]。特許庁の判断は、文言の不明確性を過大評価し、発明の実質的な内容を十分に考慮していない点で誤りがある。

1. 明細書の記載を参酌すれば明確である点の見落とし

特許庁は、明細書の記載を十分に参酌せずに判断を行った点でも誤りがある[1]。本願明細

書には、非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方が技術的範囲に含まれることが明確に記載されている[2]。この記載を踏まえれば、「決済以外の用途において適用可能な」という文言は十分に明確であり、第三者の利益を不当に害することはない。

裁判所は、明細書の記載を参酌し、発明の技術的範囲が明確であると判断している[2]。特許庁の判断は、明細書の記載を軽視し、文言の形式的な不明確性に過度に依存したものであり、適切ではない。

4. 裁判所のプロパテント傾向とその影響

4.1 発明の解釈アプローチの違い

1. 特許庁の解釈アプローチ

特許庁は、発明の解釈において形式的かつ厳格なアプローチを採用している。具体的には、特許請求の範囲に記載された文言をそのままの形で解釈し、文言の削除や変更が特許請求の範囲を拡大するか否かを厳密に判断する傾向がある[1][2]。例えば、本件では「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除を、特許請求の範囲を拡大するものと解釈し、これが特許法の要件に反すると判断した[1]。このような形式的な解釈は、文言そのものに焦点を当てる一方で、発明の趣旨や目的を十分に考慮しないという特徴がある。

2. 裁判所の解釈アプローチ

一方で、裁判所は発明の解釈において実質的かつ柔軟なアプローチを採用している。裁判所は、特許請求の範囲に記載された文言だけでなく、発明の趣旨や目的、さらには明細書の記載内容を総合的に考慮し、発明の技術的範囲を判断する[1][3]。本件では、裁判所は「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除が技術的範囲に実質的な変更をもたらさないと判断した[1]。この判断は、発明の本質的な目的が「決済以外の用途においても適用可能な情報処理端末の提供」であることを踏まえたものであり、形式的な文言解釈にとどまらない柔軟なアプローチを示している[2]。

3. アプローチの違いの影響

特許庁の形式的な解釈アプローチは、特許請求の範囲の明確性を重視する一方で、発明の本質的な内容を見落とす可能性がある。一方で、裁判所の実質的な解釈アプローチは、発明の趣旨や目的を重視することで、出願人の意図した技術的範囲をより適切に保護することが可能となる[1][3]。この違いは、特許庁と裁判所の判断が異なる結果をもたらす要因の一つである。

4.2 明確性要件の判断基準

1. 特許庁の判断基準

特許庁は、特許請求の範囲に記載された文言の明確性を厳格に判断する傾向がある。本件では、「決済以外の用途において適用可能な」という文言が、専用端末を指すのか共用端末を指すのか不明確であると判断し、これが第三者に不測の不利益をもた

らす可能性がある」と結論付けた[1][2]。特許庁のこのような厳格な基準は、特許請求の範囲が第三者にとって明確であることを確保することを目的としている。

2. 裁判所の判断基準

裁判所は、特許請求の範囲の明確性を判断する際に、明細書の記載内容を積極的に参酌する柔軟な基準を採用している[1][3]。本件では、裁判所は「決済以外の用途において適用可能な」という文言が、非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことが明細書の記載から明確であると判断した[1]。さらに、裁判所は、この文言が第三者の利益を不当に害するほど不明確ではないと結論付けた[2]。

3. 基準の違いの影響

特許庁の厳格な基準は、特許請求の範囲の明確性を確保する一方で、発明の実質的な内容を十分に考慮しない可能性がある。一方で、裁判所の柔軟な基準は、明細書の記載内容を参酌することで、発明の本質的な内容をより適切に反映することが可能となる[1][3]。この違いは、特許庁と裁判所の判断が異なる結果をもたらす要因の一つである。

4.3 出願人の保護

1. 特許庁の姿勢

特許庁は、形式的な文言解釈に基づいて特許請求の範囲を判断するため、出願人の意図した技術的範囲が十分に保護されない場合がある[1][2]。本件では、特許庁は「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除を特許請求の範囲の拡大と解釈し、これを理由に補正を却下した[1]。このような判断は、出願人が意図した技術的範囲を適切に保護することを妨げる可能性がある。

2. 裁判所の姿勢

裁判所は、発明の本質を重視し、出願人の意図した技術的範囲を適切に保護する姿勢を示している[1][3]。本件では、裁判所は「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除が技術的範囲に実質的な変更をもたらさないと判断し、補正を適法と認定した[1]。この判断は、出願人の意図した技術的範囲を適切に保護するものであり、裁判所のプロパテント傾向を示すものである。

3. 出願人保護の違いの影響

特許庁の形式的な解釈アプローチは、出願人の意図した技術的範囲を十分に保護しない可能性がある。一方で、裁判所の実質的な解釈アプローチは、出願人の意図した技術的範囲を適切に保護することが可能となる[1][3]。この違いは、特許庁と裁判所の判断が異なる結果をもたらす要因の一つである。

4.4 プロパテントの影響

1. 実質的判断の重視

裁判所のプロパテント傾向は、発明の実質的な内容を重視する姿勢に表れている[1][3]。本件では、裁判所は発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を行い、特

許庁の形式的な判断を否定した[1]。このような実質的判断の重視は、出願人の意図した技術的範囲を適切に保護するために重要である。

2. 柔軟な解釈の採用

裁判所は、特許請求の範囲や明確性要件の判断において柔軟な解釈を採用している[1][3]。本件では、裁判所は明細書の記載内容を参酌し、「決済以外の用途において適用可能な」という文言が明確であると判断した[1]。このような柔軟な解釈は、発明の本質的な内容をより適切に反映することが可能となる。

3. 権利者保護の姿勢

裁判所のプロパテント傾向は、権利者を保護する姿勢にも表れている[1][3]。本件では、裁判所は特許庁の形式的な判断を否定し、出願人の意図した技術的範囲を適切に保護する判断を下した[1]。このような権利者保護の姿勢は、特許制度の目的である技術革新の促進に寄与するものである。

4. プロパテント傾向の全体的な影響

裁判所のプロパテント傾向は、特許庁の形式的な判断を補完し、発明の本質的な内容を重視することで、特許制度の目的である技術革新の促進に寄与している[1][3]。この傾向は、特許庁と裁判所の判断が異なる結果をもたらす要因の一つである。

5. 結論

5.1 本件の総括

1. 特許庁の形式的判断の誤り

本件において、特許庁の判断は形式的な文言解釈に偏重しており、発明の本質的な内容や目的を十分に考慮しないものであった。この形式的なアプローチは、以下の点で誤りが指摘される。

- 特許庁は、「決済に関する情報の入力の有無に関係なく」という文言の削除を特許請求の範囲の拡大と解釈したが、これは発明の趣旨や目的を無視した形式的な判断である[1][2]。
- 本願発明の目的は、決済以外の用途（例：マイナンバーカードの読み取り）にも適用可能な情報処理端末を提供することであり、この目的に基づけば、削除された文言が技術的範囲に実質的な変更をもたらすものではない[2][3]。
- 明確性要件についても、特許庁は「決済以外の用途において適用可能な」という文言が不明確であると判断したが、本願明細書の記載を参酌すれば、非決済専用端末と決済・非決済共用端末の両方を含むことが明確であり、第三者の利益を不当に害するほど不明確ではない[1][3]。

これらの点から、特許庁の判断は発明の実質的な内容を十分に理解せず、形式的な文言解釈に基づいて行われたものであり、誤りであるといえる。

2. 裁判所の実質的判断の妥当性

一方で、裁判所の判断は発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈に基づいており、妥当性が認められる。裁判所は以下のようなアプローチを採用した。

- 裁判所は、「決済に関する情報の入力」が待ち受け状態の条件となる態様は発明の趣旨に反すると解釈し、補正前後で技術的範囲に実質的な変更はないと判断した[1][2]。
- 明確性要件についても、本願明細書の記載を参酌し、発明の技術的範囲が明確であり、第三者の利益を不当に害するものではないと認定した[3]。
- 発明の解釈において、形式的な文言解釈ではなく、発明の本質や目的を重視する姿勢を示した[2][3]。

これらの判断は、特許制度の目的である発明の保護と利用のバランスを適切に考慮したものであり、特許庁の形式的な判断を覆すに足る妥当性を有している。

5.2 今後の示唆

1. 特許解釈における実質的アプローチの重要性

本件は、特許解釈において実質的アプローチの重要性を示す典型例である。特許庁の形式的な文言解釈に基づく判断は、発明の本質的な内容や目的を十分に反映しない可能性がある。一方で、裁判所のように発明の趣旨や目的を踏まえた実質的な解釈を行うことで、以下のような利点が得られる。

- 発明者の意図した技術的範囲を適切に保護することが可能となる[1][2]。
- 第三者の利益を不当に害することなく、特許制度の目的である技術革新の促進に寄与する[3]。
- 特許解釈における柔軟性が高まり、特許権者と第三者の間のバランスが適切に保たれる[2][3]。

したがって、特許庁においても、形式的な文言解釈に偏重するのではなく、発明の本質や目的を重視した実質的なアプローチを採用することが求められる。

2. プロパテント傾向が特許制度に与える影響

裁判所のプロパテント傾向は、特許制度全体に以下のような影響を与える可能性がある。

- **権利者保護の強化**
裁判所が発明の本質を重視し、柔軟な解釈を採用することで、特許権者の権利がより強固に保護される[3]。これにより、発明者や企業が安心して技術開発に取り組む環境が整う。
- **特許庁の判断基準への影響**
裁判所の判断が特許庁の判断基準に影響を与え、特許庁においても実質的なアプローチが採用される可能性がある[2][3]。これにより、特許庁の判断の質が向上し、特許制度全体の信頼性が高まる。
- **第三者への影響**

一方で、プロパテント傾向が強まることで、第三者が特許権を侵害するリスクが高まる可能性がある。このため、特許解釈においては、特許権者の保護と第三者の利益のバランスを適切に考慮することが重要である[1][3]。

プロパテント傾向は、特許制度の発展に寄与する一方で、第三者への影響を最小限に抑えるための慎重な運用が求められる。特許庁と裁判所の間で判断基準の整合性を図ることが、今後の課題となるであろう。